

個別分野6：国際協力事業関係者の安全対策の強化

中期目標

平成28年8月の「国際協力事業安全対策会議」において取りまとめられた「最終報告」に記載された安全対策の実施の継続を含め、国際協力事業関係者の安全対策に係る取組をJICAと協力して着実に実施する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

国際協力事業関係者の安全対策強化のための取組

- 「最終報告」の5項目（1）脅威情報の収集・分析・共有の強化、（2）事業関係者及びNGOの行動規範、（3）ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、（4）危機発生後の対応、（5）外務省・JICAの危機管理意識の向上・態勢の在り方、を着実に実施した。
- 特に令和3年度から4年度は、ODA事業の推進にあたっての新型コロナウイルス感染症への対応として、世界の感染状況、水際措置・行動制限等の推移を注視し、これら状況に応じた安全対策を講じた。
- 令和4年度から5年度は、国際社会における情勢の変化により、ODA事業実施国・地域での治安悪化が相次いだ。その都度、状況を慎重に見極めながら、迅速な国外退避など、人命最優先で現地の国際協力事業関係者の安全確保に努めた。

関連リンク：

[2021年版開発協力白書](#) [2022年版開発協力白書](#) [2023年版開発協力白書](#)

今後の方向性

- 令和5年6月に改定された開発協力大綱では、国際社会が複合的危機に直面する中、民間企業、公的金融機関やNGOなど様々な主体を巻き込み、開発協力を一層効果的・戦略的に活用する方針を打ち出した。国際協力事業者の安全確保はその大前提であるところ、国際協力事業安全対策会議の更なる活用を含め、平素からの十分な安全対策や体制整備、危機発生時の関係者の安全確保に万全を尽くす。

評価結果

国際情勢が大きく変化する中、「最終報告」5項目記載の安全対策の実施を通じ、国際協力事業関係者の安全に対する意識や安全確保のための取組みを強化・向上させることができた。その結果、国際協力事業関係者の危機管理意識向上及び安全確保に寄与した。

次回評価時（令和9年度）に向けての中期目標

平成28年8月の「国際協力事業安全対策会議」において取りまとめられた「最終報告」に記載された安全対策の実施の継続を含め、国際協力事業関係者の安全対策に係る取組をJICAと協力して着実に実施する。

（注）評価書を作成するに当たっては、外交青書、外務省ホームページ、開発協力白書等を使用した。